22

**静岡県**

〈補助金・助成金・奨励金〉

| 条例名・制度名 | 制定年月 | 対象者 | 対象者の要件 | 対象地域 | 交付条件 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 補助対象事業等 | 補助額等 | 限度額 |
| 新規産業立地事業費補助金交付要綱 | H15.4<br>(R3 改正) | 企業(製造業の工場、研究所、物流施設等) | ○設備投資額<br>工場、植物工場、物流施設:5億円以上<br>研究所:1億円以上<br>○雇用要件<br>・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持)<br>・雇用維持の場合は生産性向上 10%以上<br>○操業要件<br>用地取得後３年以内（未造成地５年以内）<br>自社有地の場合は２年<br>○その他<br>・研究所にあっては、研究施設の床面積 200㎡以上かつ研究員5人以上<br>・物流施設にあっては、流通加工用設備等の設置 | 県内全域 | ○工場等の建設費及び機械設備の購入経費のうち生産、事務、研究開発、流通加工、事業継続、の部分に係る経費<br>○安全対策費(津波浸水想定等のある地域への進出の場合のみ) | 左に掲げる経費の7%(成長分野の工場、研究所は 10%)以内 | 7億円<br>(成長分野の工場、研究所は 10 億円)<br><br>※ 大規模な拠点化工場・マザー工場は審査により更に上乗せ可能 |
| 地域産業立地事業費補助金交付要綱 | H8.11<br>(R3 改正) | 市町<br>(政令指定都市においては企業等に対して協調補助) | 企業等(製造業の工場、閉鎖型植物工場、研究所、ソフトウェア業、物流施設等)に助成を行なう市町 | 補助金交付要綱等の制定がある市町 | ○企業等の用地取得<br>○新規雇用従業員 | 市町が企業へ補助する額の 1/2<br>(過疎市町等は 2/3)以内 | 1～2億円<br>※業種、立地場所により変動 |
| 物流業立地事業費補助金 | H26.4<br>(R1 改正) | 一体となって事業を行う、物流業者及び物流施設設置事業者 | ○事業継続 10 年以上の賃貸借契約<br>○施設設置者 1,000 ㎡以上の用地取得<br>○物流業者 従業員数 10 人以上<br>○設備投資額及び雇用要件<br>・設備投資額 10 億以上＋県内雇用増1人以上<br>・設備投資額5億円以上＋県内雇用増 10 人以上<br>○その他 流通加工用設備の設置 | 賃貸型物流施設に対する補助制度を有する市町に限る | ○施設設置者の用地取得、施設建設費、機械設備購入費<br>○物流業者の機械設備購入費、新規雇用従業員 | ○用地取得費の 10%(ふじのくにフロンティア推進区域等 15%)<br>○新規雇用従業員１人あたり 25 万円<br>○施設の建設費、機械設備購入費の7% | ○用地取得費と雇用補助:合算で1億円(ふじのくにフロンティア推進区域等 1.5 億円)<br>○設備投資(建物、機械)に対する補助:合算で5億円 |
| 県内立地工場等事業継続事業費補助金交付要綱 | H25.12<br>(R3 改正) | 企業(製造業の工場、研究所、物流施設等) | ○対象施設<br>H23.3.11 以前から県内で操業<br>○設備投資額<br>工場、植物工場、物流施設:5億円以上<br>研究所:1億円以上<br>○雇用要件<br>・県内従業員の数が現状維持以上<br>○操業要件<br>事業着手後２年<br>○その他<br>・研究所にあっては、研究施設の床面積 200㎡以上かつ研究員1人以上<br>・物流施設にあっては、流通加工用設備等の設置 | ○県下全域 | ○工場等の建設費及び機械設備の購入経費のうち生産、事務、研究開発、流通加工、事業継続、の部分に係る経費<br>○安全対策費(津波浸水想定等のある地域への進出の場合のみ) | 左に掲げる経費の7%以内 | 5億円<br><br>・BCPに基づく移転等は複数回適用あり |
| 県内立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱 | H25.12<br>(R3 改正) | 市町<br>(政令指定都市においては企業等に対して協調補助) | 企業等(製造業の工場、研究所、ソフトウェア業、物流施設等)に助成を行なう市町 | 補助金交付要綱等の制定がある市町に限る | ○企業等の用地取得<br>○新規雇用従業員 | 市町が企業へ補助する額の 1/2<br>(過疎市町等は 2/3)以内 | 1億円<br><br>・BCPに基づく移転等は複数回適用あり |

〈融資〉

| 条例名・制度名 | 制定年月 | 対象者 | 対象者の要件 | 対象地域 | 融資条件 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 融資対象事業等 | 融資条件 | 限度額 |
| ふじのくにフロンティア推進資金 | H26.4 創設<br>(R2.4 改正) | ふじのくにフロンティア推進区域、新拠点区域又は地域循環拠点区域で事業を実施するもの | 対象地域において、市町が認めた事業を行う中小企業者、組合 | ふじのくにフロンティア推進区域、新拠点区域又は地域循環拠点区域 | 設備資金<br>（土地取得費を含む） | 融資利率<br>年 1.4%以内<br>融資期間<br>15 年以内<br>（据置5年以内） | 10 億円 |